

2020年5月8日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「COVID-19に関連した賃料減免

IFRS 第16号の修正案」に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「COVID-19に関連した賃料減免—IFRS 第16号の修正案」（以下、「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を与えていただいたことを歓迎する。
2. 我々は、IASBがCOVID-19のパンデミック下で発生している困難に対して迅速に対応していることを評価している。
3. 現下の状況で、賃料減免を受けるリース契約を大量に保有する借手が、IFRS 第16号が元々定める規定を適用することは実務上困難であることから、我々はIASBが借手に対して会計上の救済措置を設けることを支持する。
4. 我々は、本公開草案の提案の方向性については同意するが、救済措置の対象を、当初の期限が2020年に到来する支払に限定すること（質問1(b)）に関しては、以下のとおり考えている。
 - (a) 本救済措置は例外処理であることから対象範囲を限定する必要があるという点については同意する。しかし、本公開草案は「COVID-19のパンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみ」（本公開草案で提案されている修正IFRS 第16号第46B項）と提案している。我々は、対象範囲を限定するためにはこの条項で足り、具体的な時限を設けるということは不要であると考えている。COVID-19の影響が長期化した場合（例えば、2020年12月を超える場合）、IFRS 第16号は再修正することが必要となると考えるが、それはIFRS基準の安定性及びIASBのリソースの使い方としても望ましいものではないと考える。
 - (b) 一方、COVID-19の影響が長期化した場合、賃料減免が「COVID-19のパンデミックの直接の結果として生じる」ものであるかどうかの判断は難しくなるため、

具体的な時限を設けることも便益があるかもしれない。もし IASB が具体的な時限を設ける場合には、「当初の期限が 2020 年に到来する支払」（本公開草案で提案されている修正 IFRS 第 16 号第 46B 項(b)）という制限を設けることについて、次の点から支持しない。

① 救済は、具体的な時限に「当初の期限が到来する」支払いに関して賃料免除が合意されたリースに対してではなく、具体的な時限に賃料免除が「合意された」リースに対して提供されるべきである、と我々は考える。例えば、2020 年 12 月末に、(1)支払期限 2020 年の 4 半期払額 CU300 の減免を 1 回行うことに合意するケースと (2) それぞれ支払期限が 2020 年 12 月、2021 年 1 月及び 2021 年 2 月の月払額 CU100 の減免を 3 回行うことに合意するケースが考えられる。総額が同じであるにもかかわらず、本公開草案の提案では、(1)は救済措置の対象となり、(2)は救済措置の対象とならない可能性がある。我々は、賃料免除が COVID-19 のパンデミックの直接の結果として生じる場合には、(1)及び(2)の双方に救済措置が提供されるべきであると考えている。

② 12 月末を期限とすることは、12 月末を報告日とする企業にとっては便益があるかもしれない。しかし、それ以外の日を報告日とする企業にとっては、期中の賃料減免のうち救済措置の対象となるものと対象とならないものが混在するために会計処理が煩雑になり、困難を生じさせることを懸念する。救済措置は、企業が年度を通して使えるようにすることが必要であると考えている。

(c) したがって、我々は、もし IASB が具体的な時限を設けるのであれば、「2021 年に終了する事業年度の末日までに合意された賃料減免を対象とする」のように規定することを提案する。

5. また、本救済措置を IFRS の初度適用企業も適用できるように、IFRS 第 1 号の結果的修正することを提案する。
6. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長